

第1章 背景・経緯と計画の位置づけ

大台ヶ原は奈良県、三重県の県境の台高山系に位置し、吉野熊野国立公園及び国指定大台山系鳥獣保護区に属している。

当該地は日本では地形的にまれな非火山性の隆起準平原であり、近畿地方では希少なトウヒやウラジロモミが優占する亜高山性針葉樹林や太平洋型ブナが優占する冷温帶性広葉樹林がまとまって分布している。また、動物相では、紀伊半島に生息するほとんどの大・中型哺乳類、近畿地方においては貴重な亜高山帯に繁殖する鳥類など多種多様な生物が生息している。

利用の状況を歴史的に見れば、大正時代には東部の森林が皆伐に近いかたちで伐採され、昭和初期には気象観測所の設置や神武天皇像の建立など人の影響を受けてきた。また、周辺部においても吉野川（紀ノ川）、熊野川、宮川、錦子川の各流域でスギ・ヒノキの生産が古くから盛んであったため、伐採、植林が繰り返されてきた。このような状況でも昭和30年代までは自然林が比較的まとまった面積で残っており、大台ヶ原の価値はさらに高まった。

しかし、正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、大台ヶ原ドライブウェイの開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになつた。

これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

このような状況を踏まえ、環境庁（当時）は、昭和61年度に大台ヶ原地区トウヒ林保全対策検討会（平成12年度より大台ヶ原地区植生保全対策検討会と改称）、平成13年度に大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会を設け、その指導のもとに保全対策事業を実施してきた。これまでに、国立公園特別保護地区のうち森林植生の衰退が著しい東大台を中心に、森林の天然更新、公園利用、生物相などに関する各種調査を行い、歩道の整備（立ち入り防止柵の設置）、保全の重要性の普及啓発、シカによる森林植生への影響軽減対策（シカの個体数調整、樹幹へのラス（金網の一種）巻き付け、防鹿柵

の設置）を実施してきた。

しかし、森林の衰退は進行を続け、更新過程などが阻害され、悪循環に陥っていると考えられる。このことから、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点に立って森林生態系の保全再生を図る必要がある。

このため、環境省では、平成14年度より大台ヶ原自然再生検討会をあらためて設置し、学識経験者、関係機関とともに検討を進めてきた。

その後、およそ2年間にわたり、現地において動植物相に関する調査や利用実態に関する調査等を実施するとともに、これまで実施してきた対策等の評価分析も行い、それらの実施方法や調査結果について、同検討会（森林生態系部会、利用対策部会を含む）や大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会等で検討を重ねてきた。さらに、ワークショップや地元説明会、パブリックコメント等を実施し、利用者、地域住民や関係者等の意見を踏まえ、大台ヶ原の今後の保全再生の方向性を総合的にとりまとめたものとして、本推進計画を策定した。

本計画の策定主体は、環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所であり、環境省として大台ヶ原の保全再生のために必要と考える内容を盛り込んだ。このため、今後の本計画の実施にあたり、地元自治体等関係機関との十分な調整を行いながら、進めていくべき事項も含まれている。